

新旧対照表

改正案	現行
国空航第799号 平成24年3月29日制定 改正国空航第868号 平成25年2月13日 改正国空航第1006号 平成26年3月20日 <u>改正国空航第</u> <u>号</u> 平成 年 月 日	国空航第799号 平成24年3月29日制定 改正国空航第868号 平成25年2月13日 改正国空航第1006号 平成26年3月20日
特定操縦技能審査実施要領	特定操縦技能審査実施要領
第2章 操縦技能審査員	第2章 操縦技能審査員
2.2. 認定の申請	2.2. 認定の申請
操縦技能審査員の認定を受けようとする者は、「操縦技能審査員認定申請書」(規則第28号の5様式)に次の(1)~(6)に掲げる書類を添えて、その者の住所を管轄区域とする地方航空局(下記:表1)の保安部運用課(以下「運用課」という。)に提出しなければならない。	操縦技能審査員の認定を受けようとする者は、「操縦技能審査員認定申請書」(規則第28号の5様式)に次の(1)~(6)に掲げる書類を添えて、その者の住所を管轄区域とする地方航空局(下記:表1)の保安部運用課審査員認定係(以下「審査員認定係」という。)に提出しなければならない。
表1 (略)	表1 (略)
(ア) 東京航空局 ・〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第2合同庁舎	(ア) 東京航空局 ・〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第2合同庁舎

<p>・電話 03-5275-9321 (内線 7516)</p> <p>(イ) 大阪航空局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〒540-8559 大阪市中央区大手前 4 の 1 の 76 大阪合同庁舎 第 4 号館</li> </ul> <p>・電話 06-6949-6229 (内線 5217)</p>	<p>・電話 03-5275-9321 (内線 7529)</p> <p>(イ) 大阪航空局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〒540-8559 大阪市中央区大手前 4 の 1 の 76 大阪合同庁舎 第 4 号館</li> </ul> <p>・電話 06-6949-6229 (内線 5224)</p>
<p><b>2.3. 操縦技能審査員認定試験</b></p> <p>(2) 認定試験を受けようとする者は、「操縦技能審査員認定試験申請書」(第 2 号様式) 及び技能証明書の写しをその者の住所を管轄区域とする地方航空局(表 1) の運用課に受験を希望する月の前月 15 日(開庁日必着)までに提出しなければならない。</p> <p>なお、同一月における同種航空機の重複した申請は認めないものとする。</p> <p>また、認定試験の申請者は、試験日の確定後、やむを得ず辞退する場合は、「操縦技能審査員認定試験辞退届」(第 2-2 号様式)を、日程を変更せざるを得ない場合は、「操縦技能審査員認定試験受験延期願」(第 2-3 号様式)により速やかに申し出ること。またその後、日程を変更を申し出た者が新たに受験を希望する場合は、「操縦技能審査員認定試験受験申込書(再申込者用)」(第 2-4 号様式)を、受験を希望する日の属する月の前月 15 日までに運用課に提出するものとする。</p>	<p><b>2.3. 操縦技能審査員認定試験</b></p> <p>(2) 認定試験を受けようとする者は、「操縦技能審査員認定試験申請書」(第 2 号様式) 及び技能証明書の写しをその者の住所を管轄区域とする地方航空局(表 1) の審査員認定係に受験を希望する月の前月 15 日(開庁日必着)までに提出しなければならない。</p> <p>なお、同一月における同種航空機の重複した申請は認めないものとする。</p> <p>また、認定試験の申請者は、試験日の確定後、やむを得ず辞退する場合は、「操縦技能審査員認定試験辞退届」(第 2-2 号様式)を、日程を変更せざるを得ない場合は、「操縦技能審査員認定試験受験延期願」(第 2-3 号様式)により速やかに申し出ること。またその後、日程を変更を申し出た者が新たに受験を希望する場合は、「操縦技能審査員認定試験受験申込書(再申込者用)」(第 2-4 号様式)を、受験を希望する日の属する月の前月 15 日までに審査員認定係に提出するものとする。</p>
<p><b>2.4. 操縦技能審査員初任講習</b></p> <p>(1) 初任講習の細部要領等は「操縦技能審査員初任講習実施要領」(別紙第 3) のとおりとする。初任講習を受けようとする者は、</p>	<p><b>2.4. 操縦技能審査員初任講習</b></p> <p>(1) 初任講習の細部要領等は「操縦技能審査員初任講習実施要領」(別紙第 3) のとおりとする。初任講習を受けようとする者は、</p>

「操縦技能審査員初任講習受講申請書」(第3号様式)を希望する受講会場の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課に受講を希望する月の前月15日(開庁日必着)までに提出しなければならない。

なお、当該申請の受付は、講習の開催日が決定後に行うこととし、詳細については各地方航空局ウェブページに掲示することとする。

また、初任講習受講申請者は、やむを得ず受講できなくなった場合は、その旨を速やかに受講申請書を提出した運用課に連絡すること。

(2) 運用課は、操縦技能審査員初任講習申請書を受理したときは、受け付け締め切り後、初任講習の実施日時、実施場所その他必要な事項について、申請者に通知するものとする。

## 2.5. 操縦技能審査員定期講習

(1) 定期講習の細部要領等は「操縦技能審査員定期講習実施要領」(別紙第4)のとおりとする。定期講習を受けようとする者は、「操縦技能審査員定期講習受講申請書」(第5号様式)を希望する受講会場の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の運用課に受講を希望する月の前月15日(開庁日必着)までに提出しなければならない。

なお、当該申請の受付は、講習の開催日の決定後に行うこととし、詳細については各地方航空局ウェブページに掲示することとする。

また、定期講習受講申請者は、やむを得ず受講できなくなった

「操縦技能審査員初任講習受講申請書」(第3号様式)を希望する受講会場の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の審査員認定係に受講を希望する月の前月15日(開庁日必着)までに提出しなければならない。

なお、当該申請の受付は、講習の開催日が決定後に行うこととし、詳細については各地方航空局ウェブページに掲示することとする。

また、初任講習受講申請者は、やむを得ず受講できなくなった場合は、その旨を速やかに受講申請書を提出した審査員認定係に連絡すること。

(2) 審査員認定係は、操縦技能審査員初任講習申請書を受理したときは、受け付け締め切り後、初任講習の実施日時、実施場所その他必要な事項について、申請者に通知するものとする。

## 2.5. 操縦技能審査員定期講習

(1) 定期講習の細部要領等は「操縦技能審査員定期講習実施要領」(別紙第4)のとおりとする。定期講習を受けようとする者は、「操縦技能審査員定期講習受講申請書」(第5号様式)を希望する受講会場の住所を管轄区域とする地方航空局（表1）の審査員認定係に受講を希望する月の前月15日(開庁日必着)までに提出しなければならない。

なお、当該申請の受付は、講習の開催日の決定後に行うこととし、詳細については各地方航空局ウェブページに掲示することとする。

また、定期講習受講申請者は、やむを得ず受講できなくなった

<p>場合は、その旨を速やかに受講申請書を提出した<u>運用課</u>に連絡すること。</p> <p>(2) <u>運用課</u>は、操縦技能審査員定期講習申請書を受理したときは、受け付け締め切り後、定期講習の実施日時、実施場所その他必要な事項について、申請者に通知するものとする。</p> <p>(3) 定期講習を既に受講した者であって、定期講習修了証の交付を受けている者は、受講当日、交付された定期講習修了証を持参し、<u>運用課</u>に提出するものとする。</p>	<p>場合は、その旨を速やかに受講申請書を提出した<u>審査員認定係</u>に連絡すること。</p> <p>(2) <u>審査員認定係</u>は、操縦技能審査員定期講習申請書を受理したときは、受け付け締め切り後、定期講習の実施日時、実施場所その他必要な事項について、申請者に通知するものとする。</p> <p>(3) 定期講習を既に受講した者であって、定期講習修了証の交付を受けている者は、受講当日、交付された定期講習修了証を持参し、<u>審査員認定係</u>に提出するものとする。</p>
<p><b>第3章 特定操縦技能審査</b></p> <p><b>3.1. 特定操縦技能審査の申請等</b></p> <p><b>3.1.1 特定操縦技能審査の受審準備</b></p> <p>技能証明書（規則第20号様式12. 技能証明書・特定操縦技能審査／確認）は、特定操縦技能審査を受けるために必要な書類の一つである。初めて、特定操縦技能審査を受けようとする者（以下「被審査者」という。）は、特定操縦技能審査を受ける日までに、相当な猶予をもって、技能証明書（規則第20号様式12. 技能証明書・特定操縦技能審査／確認）を住所を管轄区域とする<u>地方航空局（表1）の運用課</u>あてに請求して受領しておかなければならない。</p> <p><b>3.5. 審査結果</b></p> <p>(2) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったときは、その日</p>	<p><b>第3章 特定操縦技能審査</b></p> <p><b>3.1. 特定操縦技能審査の申請等</b></p> <p><b>3.1.1 特定操縦技能審査の受審準備</b></p> <p>技能証明書（規則第20号様式12. 技能証明書・特定操縦技能審査／確認）は、特定操縦技能審査を受けるために必要な書類の一つである。初めて、特定操縦技能審査を受けようとする者（以下「被審査者」という。）は、特定操縦技能審査を受ける日までに、相当な猶予をもって、技能証明書（規則第20号様式12. 技能証明書・特定操縦技能審査／確認）を住所を管轄区域とする<u>地方航空局（表1）の審査員認定係</u>あてに請求して受領しておかなければならない。</p> <p><b>3.5. 審査結果</b></p> <p>(2) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったときは、その日</p>

から起算して 10 日以内（土日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）に、「特定操縦技能審査結果報告書」（第 7 号様式）に、被審査者の特定操縦技能審査申請書及び技能証明書（「規則第 20 号様式 12. 技能証明書・特定操縦技能審査／確認」を含む。）の写しを添えて、操縦技能審査員の現住所を管轄区域とする地方航空局（表 1）の運用課に提出しなければならない。

またこの際、操縦技能審査員は、被審査者が航空局からの安全運航を継続するために参考となる情報（航空の安全に資する教育・訓練・事故・インシデント・新技術に関する情報等）を速やかに取得できるよう、被審査者の同意を得たうえで、特定操縦技能審査申請書の「備考」欄に被審査者の電子メールアドレスを記載させるものとする。

- (3) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったとき、前(2)項の規定により運用課に提出した書類の写しを、当該審査の操縦等可能期間の満了月まで保存しなければならない。
- (4) 特定操縦技能の審査を受け、これに不合格となった者は、再審査を受けるため又は再審査を受けるために技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで操縦の練習を行うために必要な場合を除き、規則第 162 条の 16 の規定により、すみやかに技能証明書をその者の住所を管轄区域とする地方航空局（表 1）の運用課に提出しなければならない。

#### 第 4 章 特定操縦技能練習の監督

##### 4.2. 特定操縦技能練習監督者の要件の特例

から起算して 10 日以内（土日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）に、「特定操縦技能審査結果報告書」（第 7 号様式）に、被審査者の特定操縦技能審査申請書及び技能証明書（「規則第 20 号様式 12. 技能証明書・特定操縦技能審査／確認」を含む。）の写しを添えて、操縦技能審査員の現住所を管轄区域とする地方航空局（表 1）の審査員認定係に提出しなければならない。

- (3) 操縦技能審査員は、特定操縦技能審査を行ったとき、前(2)項の規定により審査員認定係に提出した書類の写しを、当該審査の操縦等可能期間の満了月まで保存しなければならない。
- (4) 特定操縦技能の審査を受け、これに不合格となった者は、再審査を受けるため又は再審査を受けるために技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで操縦の練習を行うために必要な場合を除き、規則第 162 条の 16 の規定により、すみやかに技能証明書をその者の住所を管轄区域とする地方航空局（表 1）の審査員認定係に提出しなければならない。

#### 第 4 章 特定操縦技能練習の監督

##### 4.2. 特定操縦技能練習監督者の要件の特例

(2) 特定操縦技能練習監督者の指定を受けようとする者は、「操縦練習監督者指定申請書」(「国土交通大臣が指定する操縦練習等の監督者の指定基準について」(空乗第 55 号平成 10 年 3 月 10 日)) を、その者の住所を管轄区域とする地方航空局(表 1)の運用課に提出しなければならない。

## 第 5 章 雜則

### 5.5. 個人情報の管理等

操縦技能審査員は、電子メールアドレス等被審査者の個人情報については、適切に管理するとともに、被審査者の同意を得た場合を除き、地方航空局へ提出する以外の目的で使用してはならない。

5.6. 本要領によることが困難であると運航安全課長が認める場合については、運航安全課長が定める他の方法によることができるものとする。

別紙第 2

操縦技能審査員認定試験実施要領

### 4. 認定試験終了後の処置

(1) 試験官は、認定試験終了後に速やかに判定を行い、合格と判定した場合には「操縦技能審査員合格証」(第 1 号様式)を交付する。また、同試験官は、当該認定試験の「操縦技能審査員認定試験申

(2) 特定操縦技能練習監督者の指定を受けようとする者は、「操縦練習監督者指定申請書」(「国土交通大臣が指定する操縦練習等の監督者の指定基準について」(空乗第 55 号平成 10 年 3 月 10 日)) を、その者の住所を管轄区域とする地方航空局(表 1)の審査員認定係に提出しなければならない。

## 第 5 章 雜則

(新設)

5.5. 本要領によることが困難であると運航安全課長が認める場合については、運航安全課長が定める他の方法によるができるものとする。

別紙第 2

操縦技能審査員認定試験実施要領

### 4. 認定試験終了後の処置

(1) 試験官は、認定試験終了後に速やかに判定を行い、合格と判定した場合には「操縦技能審査員合格証」(第 1 号様式)を交付する。また、同試験官は、当該認定試験の「操縦技能審査員認定試験申

「申請書」(第2号様式)の航空局記入欄に必要事項を記入し、当該申請書を受理した地方航空局の運用課に提出する。

別紙第4

#### 操縦技能審査員定期講習実施要領

##### 2. 定期講習が免除される者及び免除に係る手続き等

- (2) 免除を受けようとする者又は免除期間の更新を受けようとする者は、定期講習を受講しなければならない期間内に、相当な猶予を持って、現住所を管轄する運用課に、第5の2号様式(日本工業規格A4)により、免除対象者であることを証明できる書類を添付のうえ、申請しなければならない。

別紙第5

#### 操縦技能審査員が限定の範囲外の航空機を使用して特定操縦技能審査を行う場合の許可基準について

##### 4. 上記の申請をしようとする者は、第8号様式に必要事項を記入のうえ、当該審査飛行を実施する所在地を管轄する地方航空局(表1)の運用課あて提出すること。

別紙第6

#### 航空法第71条の3第2項の規定により国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をする場合の申請の方法及び許可の基準について

「申請書」(第2号様式)の航空局記入欄に必要事項を記入し、当該申請書を受理した地方航空局の審査員認定係に提出する。

別紙第4

#### 操縦技能審査員定期講習実施要領

##### 2. 定期講習が免除される者及び免除に係る手続き等

- (2) 免除を受けようとする者又は免除期間の更新を受けようとする者は、定期講習を受講しなければならない期間内に、相当な猶予を持って、現住所を管轄する審査員認定係に、第5の2号様式(日本工業規格A4)により、免除対象者であることを証明できる書類を添付のうえ、申請しなければならない。

別紙第5

#### 操縦技能審査員が限定の範囲外の航空機を使用して特定操縦技能審査を行う場合の許可基準について

##### 4. 上記の申請をしようとする者は、第8号様式に必要事項を記入のうえ、当該審査飛行を実施する所在地を管轄する地方航空局(表1)の審査員認定係あて提出すること。

別紙第6

#### 航空法第71条の3第2項の規定により国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をする場合の申請の方法及び許可の基準について

- |   |  |
|---|--|
| <p>2. 上記の申請をしようとする者は、第9号様式に必要事項を記入のうえ、当該飛行許可に係る操縦者の技能証明書及び航空身体検査証明書の写しを添えて、あらかじめ当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする<u>地方航空局（表1）の運用課</u>あてに申請すること。（許可を必要とする行為を行おうとする場所が複数の地方航空局に跨る場合は、最初の離陸空港等を管轄区域とする地方航空局とする。）</p> | <p>2. 上記の申請をしようとする者は、第9号様式に必要事項を記入のうえ、当該飛行許可に係る操縦者の技能証明書及び航空身体検査証明書の写しを添えて、あらかじめ当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする<u>地方航空局（表1）の審査員認定係</u>あてに申請すること。（許可を必要とする行為を行おうとする場所が複数の地方航空局に跨る場合は、最初の離陸空港等を管轄区域とする地方航空局とする。）</p> |
|---|--|